

市町村除染の取組

おかげさまで、市町村除染地域の面的除染の作業が終了しました
県民の皆様のご理解・ご協力ありがとうございました



平成30年3月

福島県



面的除染の作業が終了しました

除染へのご理解・ご協力ありがとうございました。

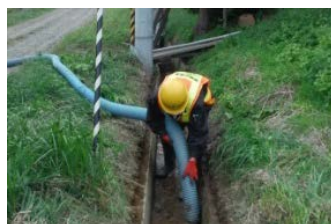
住宅 (事業所等含む)

約42万戸



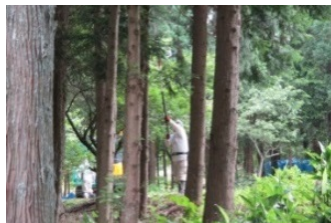
公共施設 (学校、公園等) 約1.2万施設

道路 約1.9万km



農地 (水田、畑地等) 約3.1万ha

生活圏森林 約0.5万ha



福島県内の汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)では、市町村が除染実施計画を作成し、面的除染を実施してきましたが、平成30年3月19日に、計画に基づく面的除染の作業が全て終了しました。

子どもたちの未来を守るために

●最初は、県民の皆様自らの取組から始まりました。



●平成23年4月下旬から、郡山市をはじめとして、市町村による学校等の子どものための施設の除染（表土改善事業等）が始まりました。



校庭の表土除去
郡山で始まる

福島民友 平成23年4月28日

当時の新聞記事



校庭の表土除去の様子
(郡山市提供)

●県は平成23年6月、『「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言』に基づく緊急プロジェクト事業として、線量低減化活動支援事業を開始。県民の皆様による、通学路などの線量低減活動を支援してまいりました。



線量低減に向けた取組
(環境再生プラザ提供)

生活空間における放射線量低減化対策の手引き

▶ 詳細版は、福島県ホームページ tabaki1001 **検索**

このパンフレットは、県民の皆様が、子どもたちが通う通学路や住宅などの生活空間を除染するための方法や注意点をまとめたものです。皆様が直接除染活動を行う際の参考にしてください。

目次	
作業を始める前の準備	P1~P3
除染・清掃活動の実施	P4
通学路等の除染・清掃活動	P5~P6
一般住宅等の除染・清掃活動	P7~P8
除染・清掃活動による発生物の当面の処理方法	P7~P8
その他 日常生活で注意すべきこと	P8

放射線量低減化対策を進めるにあたっての基本的な考え方

除染作業は、放射線量が安全なレベルに保たれるまで繰り返し行う必要があります。次のような除染作業は、専門事業者による実施を原則として実施することをお勧めします。

専門事業者に依頼すべき事例

- 除去できない場所での作業の必要性が高い場合
- 作業が長時間にわたる場合
- 文化財等の多い建物や施設に作業を行う場合
- 放射線量が低く、安全な作業を行うことが難しい場合

保護や個人装備

基本装備

- 動きやすい作業用の衣服・履物
- 長靴
- 作業用マスク
- 作業用手袋
- 作業用帽子
- 作業用メガネ
- 作業用靴下
- 作業用靴

水を扱う作業

作業時、作業用マスク、作業用メガネ、作業用靴下、作業用靴を必ず着用してください。

作業終了後は、作業用マスク、作業用メガネ、作業用靴下、作業用靴を必ず脱ぎ捨ててください。

除染方法や注意点をまとめたパンフレット

県民の皆様と一丸となって取り組んで来ました

- 平成23年8月26日、政府は「除染に関する緊急実施基本方針」を決定し、市町村はこの方針に基づき除染実施計画を作成し、除染を開始しました。翌年1月1日には「放射性物質汚染対処特別措置法」が施行され、市町村は順次新法に基づく計画に移行し、面的除染が本格化しました。

	市町村除染	国直轄除染
対象市町村	36市町村 (福島県外:7県56市町村)	11市町村
予算(H29年度まで)	約1兆3千億円 (福島県外:約5百億円)	約1兆5千億円
総作業員数	延べ約1,800万人以上 (H29.11末現在)	延べ約1,360万人 (H30.1末現在)
除去土壌等発生量	約700万m ³ (福島県外:約50万m ³) (H29.9末現在)	約900万m ³ (H30.1末現在)

出典：「福島県の環境再生に向けた取組の現状」（平成30年3月2日 環境省）

- 除染は過去に類のない事業であり、市町村では住民の皆様と意見を交わし、ご理解・ご協力をいただきながら進めてきました。



住民説明会
(環境再生プラザ提供)



車座意見交換会
(環境再生プラザ提供)



地域対話フォーラム



仮置場見学会

空間線量率や追加被ばく線量は大幅に低減しました

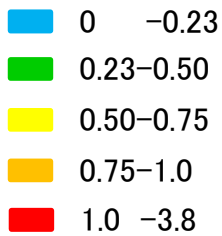
<空間線量率の変化>

市町村除染地域のモニタリングポストにおける空間線量率の推移

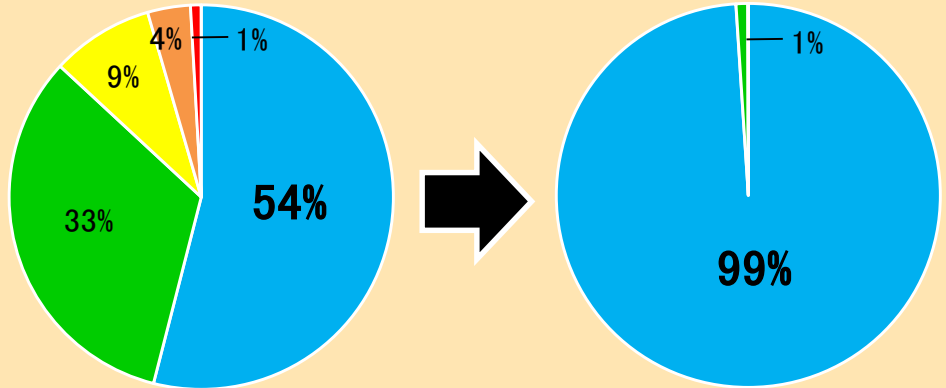
平成24年3月 (2,644地点)

平成29年12月 (2,741地点)

<凡例>

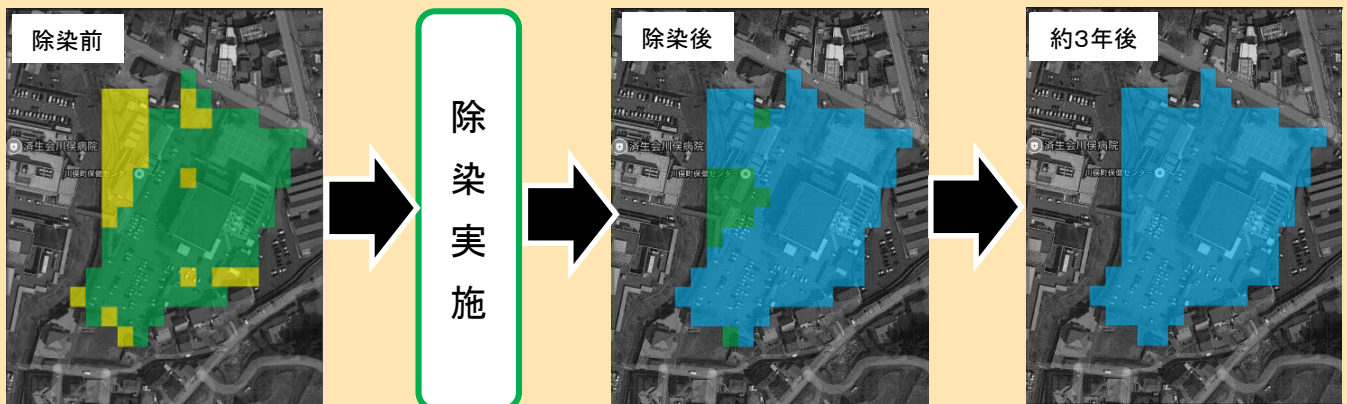


単位: $\mu\text{Sv/h}$
(以上-未満)



生活圏の平均的な空間線量率は、概ね0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 未満になりました。

公共施設における除染前後の空間線量率の変化



地図データ©2018 ZENRIN 画像©2018, DigitalGlobe

除染の実施や放射性物質の物理減衰等により、生活圏における空間線量率は着実に低減しています。

<追加被ばく線量の変化>

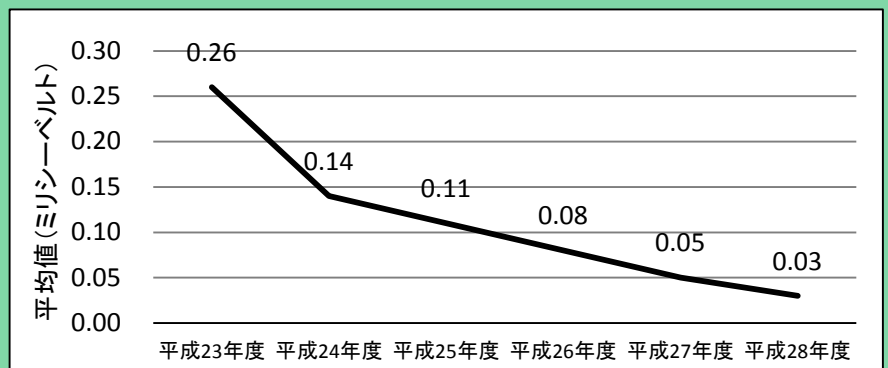
例) 福島市における子どもの追加被ばく線量の推移

年間追加被ばく線量推計値
1ミリシーベルト未満の人の割合 (15歳以下)

調査年度	割合 (%)
平成23年度	52.0
平成25年度	93.5
平成28年度	100.0

※全年齢では平成28年度99.1%

3か月間追加被ばく線量平均値年次推移 (15歳以下)



出典: 「平成28年度福島市ガラスバッチ測定結果のまとめ」 (平成29年3月29日 福島市)

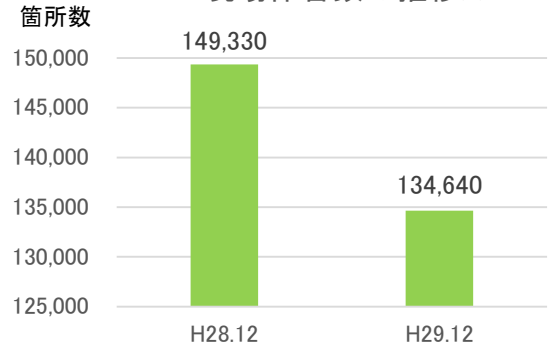
除去土壌等は適正に管理し、中間貯蔵施設へ搬出されます

● 除去土壌等の保管から処理までの流れ

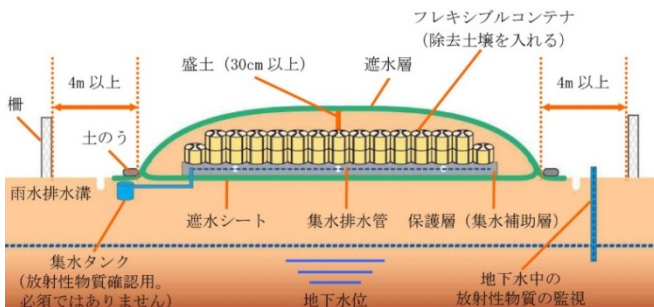
除染によって生じた除去土壌等は、住民の皆様のご理解・ご協力のもとに設置された仮置場等で適正に管理し、中間貯蔵施設等へ搬出されます。

現場保管

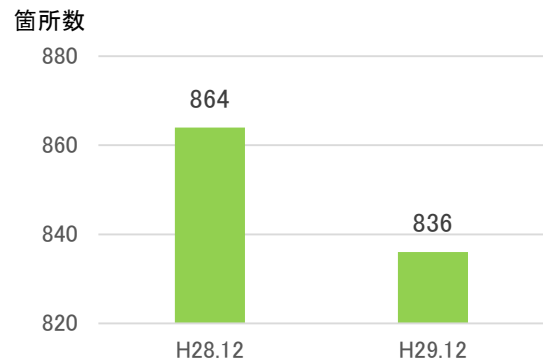
現場保管数の推移※



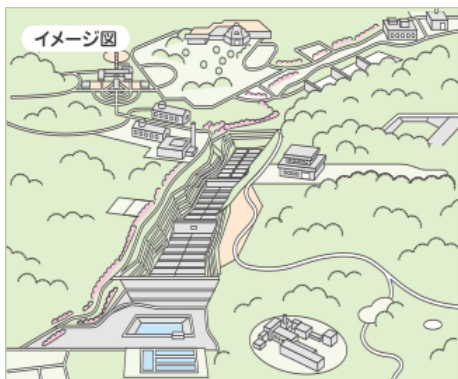
仮置場



仮置場数の推移※

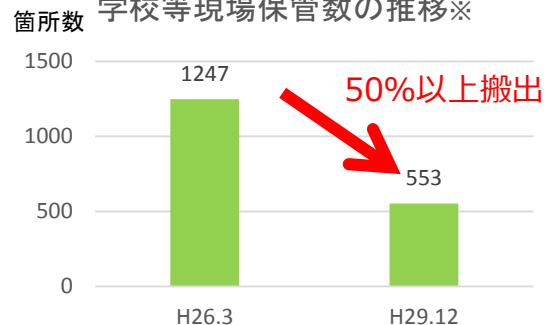


中間貯蔵施設



学校や幼稚園、保育園等の子どもの生活空間から優先的に搬出しています。

学校等現場保管数の推移※



県外最終処分

※現場保管、仮置場、学校等現場保管ともに保管数が最大の時点からの推移

除去土壌等の搬出後は原状回復を確実に行います



仮置場設置前



仮置場設置中



原状回復後

搬出後も仮置場が安全であることを確認します。

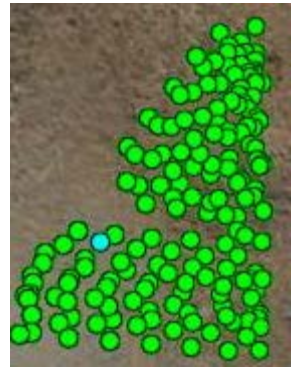
※以下の写真は安全確認方法の一例です。



放射能濃度測定



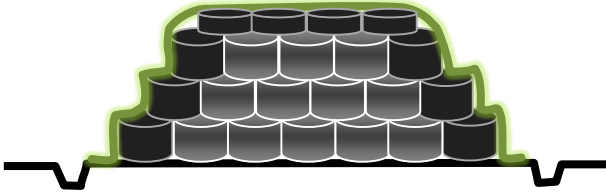
空間線量率測定



線量率マッピング

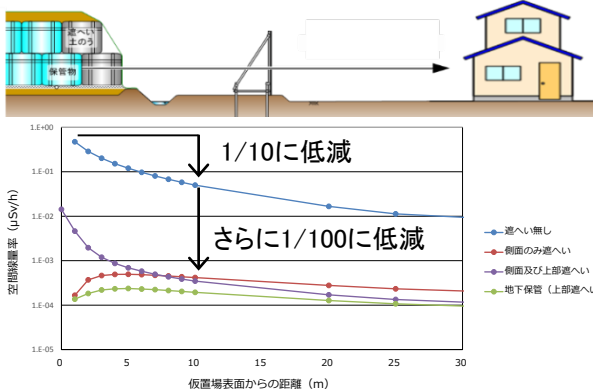
環境創造センターでは、仮置場における除去土壌等の安全な保管に向けた調査研究を進めています。

仮置場で保管されている除去土壌等



- ・ 仮置場からの放射線の影響
- ・ 保管する期間が長くなることによる影響

仮置場



仮置場の安全性評価

保管容器の吊り上げ試験



引張強度試験



保管容器の長期耐久性試験

ホームページ一覧・連絡先

■ホームページ一覧■

■除染・復興情報

- 福島県 復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/>
- 環境創造センター
<https://www.fukushima-kankyosozou.jp/>
- 環境再生プラザ
<http://josen-plaza.env.go.jp/>
- 環境省 除染情報サイト
<http://josen.env.go.jp/>
- 環境省 中間貯蔵施設情報サイト
<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>
- 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト
<http://shiteihaiki.env.go.jp/>

■放射線

- 福島県 放射能測定マップ（福島県内の空間線量率等の測定結果）
<http://fukushima-radioactivity.jp/pc/>
- 原子力規制委員会 放射線モニタリング情報
<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>
- 日本原子力研究開発機構 放射性物質モニタリングデータの情報公開サイト
<http://emdb.jaea.go.jp/emdb/>

■農林水産物の放射能検査

- 福島県 ふくしま新発売（農林水産物の検査結果）
<http://www.new-fukushima.jp/>

■健康

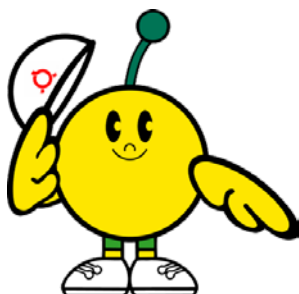
- 福島県 放射線医学県民健康管理センター（県民健康調査・甲状腺検査）
<http://fukushima-mimamori.jp/>
- 環境省 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター
<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/shiencenter/>

■連絡先■

- 福島県 除染対策課 024-521-7276
環境創造センター 0247-61-6111
- 環境省 コールセンター
除染・中間貯蔵施設（平日9:30～18:15）
0120-027-582
輸送（平日8:30～17:15）
0120-10-1951
- 環境再生プラザ
（月曜定休、祝日の場合は翌日）
024-529-5668



環境創造センター交流棟(コミュタン福島)の全景(左上図)と展示の様子(左下写真及び右写真)



市町村除染の取組

平成30年3月 編集

福島県 除染対策課

福島県福島市杉妻町2番16号

環境創造センター

福島県三春町深作10番2号